

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会
会長 古井 恒

印

家庭系ごみ有料化の導入に向けた制度設計について(答申)

平成 23 年 11 月 1 日付け龍環第 209 号で諮問のあったみだしのことについては、全国的な傾向や本市のごみ処理環境の現状を踏まえながら慎重に審議を行った結果、下記のとおり付帯意見を付して答申する。

なお、審議会ではすべての会議に市長出席のもと、持続的に発展できるまちづくりに必要な循環型社会の構築に向けての考え方、そして次世代への負担を軽減したい、そのための資源の消費抑制、ごみ減量化は避けては通れないという市長の強い想いを伺いながら、様々な視点から活発な議論がなされた。

その中で、家庭系ごみ有料化はごみ減量に効果的な施策ではあるが、導入に際しては市民の理解、協力を得ることが最も重要であるとの多くの意見が出されていることから、その必要性など、市民への説明を尽くし、社会経済や市民生活の状況変化などを十分に見極めた上で、導入の時期について慎重に検討されることを要望する。

記

(制度設計)

1 対象 「燃やすごみ」「燃やさないごみ」

ごみの減量やリサイクルの推進に対する市民の意識を醸成し、ごみの発生抑制、分別の徹底が図られるよう資源物は対象とはせず、今般の家庭系ごみ有料化を検討するに至った要因の一つである最終処分場の延命化に大きく影響する「燃やすごみ」「燃やさないごみ」のみを対象とすることが適当である。

なお、粗大ごみについては現行どおりとすることが適当である。

2 方式 「排出量単純比例型」

ごみ排出量の多寡に応じて費用負担額が変動する仕組みであり、市民にも分かりやすく負担の公平性も確保できることから、「排出量単純比例型」とすることが適当である。

3 手数料の徴収方法 「指定ごみ袋制」「処理券制(シール式)」

本市においてはすでに指定ごみ袋制を導入しており、市民にも定着し取扱いが容易であり、ごみ減量の効果が実感しやすいという利点があることから、「指定ごみ袋制」を継続するものとし、指定ごみ袋販売代金に手数料を上乗せする方法が適当である。

ただし、指定ごみ袋に入らず、粗大ごみにもあたらないごみには、「処理券制(シール式)」とすることが適当である。

また、粗大ごみについては、現行どおりとすることが適当である。

4 手数料の水準 「ごみ処理に係る経費のうち施設の減価償却費相当額を除いた額(運営コスト)を基準としたごみ処理コストの概ね4分の1から2分の1」

市民に分かりやすく、家庭系ごみの有料化の目的の一つであるごみ減量の効果が一定程度期待できること、リバウンドが起こりにくいこと、さらにはすでに家庭系ごみの有料化を導入している近隣自治体とのバランスも考慮した上で設定することが適当である。

5 手数料の使途 「ごみ処理経費への充当」

手数料の水準を検討する根拠となった受益者負担の考え方から、「ごみ収集・運搬経費をはじめごみ処理経費」へ充てることが適当である。また、本手数料によって生み出された一般財源を資源物の分別徹底、リサイクル意識の醸成につながる取組み、さらには燃やすごみの約3割を占める生ごみの減量化対策などに充てることが適当である。

なお、本手数料及びそれによって生み出された一般財源の使途及びその収支については、市民に広く公表することが必要であると考えます。

6 手数料の減免 「社会的弱者、おむつ使用者及びボランティア清掃活動への措置」

社会的弱者として「生活保護世帯」、おむつ使用者として「3歳未満の乳幼児」「在宅で日常的におむつを使用する高齢者及び障がい者」を対象に減免の措置を講じることが適当である。

さらに、ボランティアによる公共施設の清掃活動から排出されるごみも減免の措置を講じることが適当である。

(付帯意見)

- ① ごみ排出者としての市民の責任を喚起しつつ、ごみとなるものを購入しない、使用しないなどごみの発生抑制・減量につながる啓発活動や環境教育などの取組みを積極的に推進されたい。
- ② 資源物については、本答申においては対象とはしないが、その収集・処理にも多くの費用を要しているという現状に鑑み、ごみを減らすための手段として、雑がみなど資源物の分別徹底、さらには、生ごみや植物系ごみを含め新たな資源化品目の拡充に努められたい。
- ③ 世帯構成や使用目的、ごみ減量効果などを考慮し、指定ごみ袋の容量・種類については柔軟に対応されたい。
- ④ 手数料の減免については、負担の公平性が損なわれないよう、指定ごみ袋の無料配布など減免の方法について十分に検討されたい。
- ⑤ 手数料の水準をはじめ、本施策の制度設計を市民に提案する際には、将来的な本市の4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)・廃棄物政策に関わるグランドデザインを併せて示されたい。
- ⑥ 社会経済や市民生活の状況変化によるごみの排出量、その組成変化などに柔軟に対応し、ごみ収集コストを含めた運営コスト全般の削減に努められたい。
- ⑦ 将来にわたる安定的なごみ処理体制(用地・施設・システムなど)確保への基金創設なども検討されたい。
- ⑧ 本答申を行うに当たり、審議会では不法投棄、不適正排出を懸念する多くの意見があった。現状においても、不法投棄監視員制度やごみ減らし隊などにより対応はされているが、民間事業者などとも連携し、一層の監視体制の強化を図られたい。
- ⑨ 蛍光灯や乾電池などの有害ごみをはじめ、市民の努力だけでは削減が難しいごみなど、排出されるすべてのごみにおける拡大生産者責任の励行について、国、県、事業者への働きかけを強化されたい。
- ⑩ 本答申に向けての審議の中では、それぞれの委員から一市民の立場で、あるいは市民に向けて説明する者という立場から、数多くの貴重な意見や提案があった。家庭系ごみ有料化導入に向けての具体的な取組みにあたっては、これらの意見や提案を十分に参考とされたい。